

神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業（保険適用への円滑な移行支援）実施要綱

（目的）

第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、これまで医療保険が適用されず、神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業（以下、「従前制度」という。）において、高額な治療にかかる経済的負担の軽減を図ってきたところである。令和4年4月1日から、有効性・安全性等の確認されたものについては保険診療に位置づけられるとともに、有効性・安全性等について、引き続きエビデンスの集積が必要とされたものの一部については先進医療として実施されることから、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられている方々の治療計画に支障が生じないように、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合については、その経済的負担の軽減を図る為、経過措置として神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業（保険適用への円滑な移行支援）を実施する。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は神戸市とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 治療期間の初日 採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいう。
- (2) 1回の治療 採卵準備のための「薬品投与」の開始等から、「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。また、別添1に定めるCの治療ステージである場合については、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、特定不妊治療を受けた夫婦（両人）であって、次に定めるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 申請者の一方又は両方が本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により住民票に記録されていること。
- (2) 法律上の婚姻をしていること。但し、原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された者であること。
- (4) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(対象となる治療等)

第5条 指定医療機関において受けた特定不妊治療のうち、治療期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了する治療を対象とする。ただし、主治医の治療方針等により令和5年3月31日までに終了をしなかった治療については、令和5年3月31日までの治療を助成対象とする。

2 特定不妊治療について、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成の対象とするが、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は助成の対象でない。

3 次の各号に掲げる治療法は助成の対象外とする。

- (1) 夫婦（兩人）以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(指定医療機関)

第6条 神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（以下、「従前制度実施要綱」という。）第6条に基づき、令和4年3月31日までに指定された医療機関とする。

(助成内容)

第7条 助成内容は次のとおりとする。

- (1) 特定不妊治療の治療ステージと助成対象範囲については、別添1のとおりとする。
- (2) 1回の治療につき、30万円を上限とする。但し、別添1に定めるC（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）またはF（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため注意）のステージである場合の助成額は、10万円を上限とする。
- (3) 特定不妊治療を行うに当たり、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を併せて行った場合の助成額は、(2)に定める助成額に加え、1回の治療につき30万円を上限とする。

(助成回数)

第8条 1回までとする。なお、これまで助成を受けた回数が、従前制度実施要綱第8条に規定された回数を超過している場合は、助成対象外とする。

(助成の申請)

第9条 申請の方法は、次のとおりとする。

- (1) 助成を受けようとする者は、原則として治療が終了した日より3か月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までに、下記に掲げる書類を揃えて居住地を管

轄する区役所・支所保健福祉課を経由するか、こども家庭局家庭支援課へ郵送するか
のいずれかの方法で、市長に申請しなければならない。

ア 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（様式第1号）

イ 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）

ウ 神戸市内に居住する兩人であることを証明する書類

エ 指定医療機関等が発行した特定不妊治療に係る費用の領収書その他治療に係る費用の支払を証する書類

(2) 兩人のいずれかが神戸市外に居住する場合は、どちらかの自治体を選択して申請しなければならない。

（助成の決定及び支払い）

第10条 市長は、申請書を受理したときは速やかにこれを審査し、助成の条件を満たしていると認めるときは、申請者に不妊に悩む方への特定治療支援事業（保険適用への円滑な移行支援）承認決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。また、審査の結果、不相当と認めるときは、速やかにその理由を付して、不妊に悩む方への特定治療支援事業（保険適用への円滑な移行支援）不承認決定通知書（様式第4号）を送付するものとする。

(1) 当該年度の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。

(2) 市長は、交付決定後速やかに、申請者に助成金を支払うものとする。

（婚姻関係の確認方法等について）

第11条 婚姻関係の確認方法については、次のとおりとする。

(1) 法律婚の場合

助成を受けようとする者は、夫婦が同一世帯である場合は婚姻関係が確認できるよう続柄が記載された住民票の写しを提出しなければならない。なお、夫婦が別世帯の場合は、神戸市に住民登録をしている者の住民票の写しに加え、婚姻関係が確認できる戸籍謄本等を提出しなければならない。

(2) 事実婚の場合

助成を受けようとする者は、次のア～ウを提出しなければならない。

ア 兩人の戸籍謄本（重婚でないことの確認。重婚の場合は助成の対象外。）

イ 兩人の住民票の写し（同一世帯になっているかの確認。同一世帯でない場合は、ウにてその理由を記載すること。）

ウ 兩人の事実婚関係に関する申立書（様式第6号）

なお、事実婚関係にある兩人が助成を受ける場合は、治療の結果、出生した児について認知を行う意向があることを記載すること。認知を行わない場合もしくは認知を行う意向の確認が取れない等の場合は助成の対象外とする。

(助成金の返還等)

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(広報活動等)

第13条 市長は、不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るとともに、不妊の要因は加齢による妊孕力の低下や子宮内膜症など様々あり、その要因や不妊治療に関して、治療を行う兩人のみならず、その家族や一般の者にも不妊治療に関する理解を深めるための普及啓発を図るなど、広く広報等を行う。また、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、申請者の希望に応じて里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を行う。

2 本事業の実施に当たり、不妊専門相談機関等との連携を図り、カウンセリング体制の充実強化に努める。

(情報公開)

第14条 指定医療機関は、不妊治療の実施に係る情報（令和4年3月1日時点の状況）について、従前制度実施要綱の様式第12号及び様式第13号に従い、市長に対し提出することとする。なお、様式第12号については、市長への提出を必須とするが、様式第13号については任意とする。

2 市長は、前項に示す、市内の指定医療機関が提出する情報について把握し、ホームページ上で一覧的に掲載することとする。

(実施上の留意事項)

第15条 本事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 本事業は、保険診療と保険外診療を組み合わせで行う、混合診療を認めるものではなく、保険外診療である特定不妊治療を受けた場合の自己負担の一部を助成するものである。ただし、先進医療等の保険外併用療養費が支給される場合は、一部、保険診療も実施されていることから、助成対象外とする。
- (2) 助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳（従前制度実施要綱様式第5号）により、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど、適宜確認を行う。
- (3) 申請等事務手続きにあたっては、助成を受けようとする夫婦の心理及びプライバシーに十分配慮する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

- 2 なお、従前制度実施要綱で定める様式を用いて、神戸市不妊に悩む方への特定治療支援事業（保険適用への円滑な移行支援）実施要綱（以下、「要綱本文」という。）第5条に該当する治療にかかる申請があった際は、当分の間これを本事業にかかる申請があったものとして使用することができるものとする。

(助成対象となる治療期間の初日における妻の年齢)

第2条 要綱本文第4条第1項第4号の規定について、令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である、法律上の婚姻関係にある夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものに対しては、治療の開始期間の初日における妻の年齢が44歳未満であれば助成の対象とする。但し、令和2年4月1日以降治療開始分に限る。

- 2 前項の適用を受けようとする者は、令和4年4月から5月までの申請については令和2年分の、令和4年6月以降の申請については令和3年分の夫及び妻の所得額を証明する書類（所得証明書）を提出しなければならない。

- 3 所得の範囲と計算方法は次号のとおりとする。

- (1) 夫及び妻の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条を準用する。
- (2) 前号の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条を準用する。

特定不妊治療の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲 (胚移植のおおむね2週間後)
	(自然薬品投与(点鼻薬)も有り)	(自然薬品投与(注射)も有り)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		黄体期補充療法	
						胚移植	黄体期補充療法		(自然薬品投与も有り)	胚移植		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施											助成対象
B	凍結胚移植を実施*											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。